

一般社団法人 あったらしいね

令和6年度（2024年度） 事業計画書

（2024年4月1日～2025年3月31日）

I. 法人運営上の基本事項

<理念> 【自らを大切にし、明日に向かう為の駅となる】

<当法人の目的>

当法人の定款において示された【自らを大切にし、明日に向かう為の駅となる】の理念に従い、当法人の活動に関わる全ての人々が、自らの課題に安心して向き合える環境の整備、課題に取り組む上で助けとなる外部との連携促進、新しいステップへ踏み出す為の力を養うスキル育成の事業を開発する。

<経営方針について>

当法人は3期目において「生活困窮者の支援」という核心的なテーマを認識するに至り、2021年1月より開始した「生活困窮者総合支援シェルター」の運営を、当法人の中核的な事業と位置付け、現在に至るまで継続しています。

5期目となる前年度には、地域の生活困窮者支援事業者との連携体制の構築も進みました。地域における生活困窮者支援機能が成長するに伴い、改めて当法人の役割を見直す機会を得たと言えます。また、依然として当法人は人材、資源共に不足しており、事業の継続性に課題を有しています。

この為、地域における生活困窮者支援事業者としての役割を見直すと共に、事業内容についても再構築が必要とされる局面にあるものと考えています。

そこで当法人は、①新事業「生活準備ホーム」の実施、②「生活準備ホーム」の運営ノウハウの確立、③当法人が「生活困窮者支援」を継続して行く上で必要となる人材・財源・資源の獲得の3点を、当法人6期目の主たる経営方針と位置付けます。

但し、当法人は「地域における既存の生活困窮者支援制度の隙間に落ちる事案」を可能な限り拾い上げる事を目指している為、従来の「生活困窮総合支援シェルター」の機能は維持する事とし、当法人の経営資源を「生活準備ホーム」と共用する事により、これまで以上の高い柔軟性をもって事業に取り組んで行く方針です。

II. 法人として取り組むべき重点事項

(1) 新事業「生活準備ホーム」の実施

- ・釧路保護観察所（帯広駐在官事務所）の指導を得つつ、「生活準備ホーム」の実施主体としての運営体制を構築すると共に、早期の登録を完了します。
- ・「生活準備ホーム」の対象者（保護観察中、更生緊急保護中）のうち、生活困窮の課題を背景に抱え、緊急性の高い案件を優先的に受け入れます。

(2) 「生活準備ホーム」の運営ノウハウの確立

- ・他地域における「生活準備ホーム」の運営事業者と連絡体制を構築すると共に、現地訪問も含めた研修の機会を設け、運営ノウハウの確立を図ります。

(3) 当法人が「生活困窮者支援」を継続して行く上で必要となる人材・財源・資源の獲得

当法人が、今後も継続的に「生活困窮者支援機能」を提供し続ける為に必要となる、人材・財源・その他経営資源の獲得に努めます。

① 人材の獲得

- ・常勤職員の増員 シェルター運営の職員の1名の増員を図る
- ・非常勤の職員の増員 シェルター運営を補助する職員について、1名の増員を図る。

② 財源の獲得：寄付金の獲得、当法人独自の財源の獲得

③ その他経営資源の獲得：生活困窮者支援用物件の獲得、その他生産機械の獲得など

III. 法人本部（事務局）に関する事業計画

(1) 理事会の運営

通常理事会 2024年5月27日

2023年度決算・事業報告、2024年度予算・事業計画について

臨時理事会 2024年10月1日

2024年度上半期の報告、2024年度下半期の方針について

通常理事会 2025年3月1日

2024年度決算・事業報告、2025年度予算・事業計画の予備的な審議

(2) 社員総会の運営

定時社員総会 2024年5月27日

理事の選任、役員報酬、2023年度決算・事業報告、2024年度予算・事業計画
その他定款に定められた事項の決議

(3) 監事監査

定時監査 2024年5月27日

通常理事会への参加、2023年度決算・事業報告の監査の実施

監査報告 2024年5月27日

定時社員総会への参加、2023年度監査報告の実施

(4) 業務委託による会計指導の継続

当法人における財務会計の適正性を保つ為に、巡回監査士の資格を有する税理士法人に、当法人の財務会計の指導と監督を業務委託する。前年度に引き続き、あおぞら会計事務所に要請する。

(5) 地域の「生活困窮者支援」を担う個人や組織との関係性強化

前年度に引き続き、地域において「生活困窮者支援」を担う個人や組織との情報交換と交流の場を持ち、地域における支援ニーズや各組織の役割の確認、連携体制の構築・強化などを図る。

IV. 生活困窮者総合支援シェルターの事業計画

(1) 運営方針

「生活困窮者総合支援シェルター」の運営を当法人の核心的な事業と位置付け、運営の継続と支援機能の充実を図ります。

特に、本年度より「生活準備ホーム」の運営を開始する事に伴い、シェルター機能と支援機能の更なる強化が求められる為、新規の設備投資や支援スキルの獲得に注力するものとします。

また、当施設利用者の自立的な生活への回復を支援する事を目的として、住居確保の支援、就労支援、生活力の支援などを実施します。

(2) 居室配分の方針

- ・生活困窮者総合支援シェルター（従来分） 2室

※主に各地域社会福祉協議会や自治体の生活支援課からの要請に応える

- ・生活準備ホーム（新規分） 2室

※主に地域の保護観察所からの要請に応える

- ・地域支援者基金による運営分 1室

※飛び込み案件など、より緊急度の高い案件に応える

(3) 実施計画

①利用者支援体制の強化

生活困窮者支援の現場に従事する人員の確保と育成を通じ、利用者支援体制の強化を図ります。但し、当法人の活動に従事する人員が少数である事、現時点では人件費の確保が難しい事を踏まえ、当面の間は、支援案件毎に必要とされる経験・スキルなどを加味して人材を選定し、支援への参加を要請するなどの方法で支援体制の確保に努めます。(ボランティア支援チーム方式)

②個別支援の充実

1. 就労支援・退所支援

「生活困窮者総合支援シェルター」の利用者に対して、自立的な生活を確立する為の就労支援を実施します。就労支援に際しては、ハローワーク等の公的な機関との連携を促進すると共に、地域企業との連携を促進し、就労機会の提供に努めます。

2. 退所後のアフターフォロー

「生活困窮者総合支援シェルター」を退所した後も、利用者との間で定期的に連絡を取り合い、生活上の相談と支援を実施します。

3. 再犯防止を目的としたカウンセリングの実施

「生活準備ホーム」の枠組みで入所した利用者を対象として、退所後も定期的な対話を行う事により、再犯の防止に取り組みます。

③安全の確保・感染予防対策

「生活困窮者総合支援シェルター」の利用、及び運営上のリスクを把握した上で、適宜安全を確保する為の対策を講じます。この際、理事の1名を安全管理の責任者として選任に、定期的な調査と対応、理事会への報告を実施します。当該理事は、当法人、及び「生活困窮者総合支援シェルター」の安全管理・リスク管理を統括するものとして、コンプライアンス担当、及び内部通報における法人内窓口を兼任するものとします。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症への対応策として、各施設出入口における手指消毒用アルコールや体温計を設置すると共に、手洗いうがいの徹底、密接時におけるマスクの着用、室内の定期的な換気、体調の確認などを徹底します。

④健康管理

「生活困窮者総合支援シェルター」の利用者の健康管理の徹底に努めます。

日常的な健康管理については、日々の生活サイクルの確認と指導、健康的な食事の提供、精神衛生に関する定期的なヒアリングを実施する事によって、利用者の健康維持と健康状態の把握に努めます。

利用者に何らかの健康不安が察知された際には、速やかに医療機関に相談すると共に、適切な処置、或いは通院を実施します。

当法人の運営する「生活困窮者総合支援シェルター」は、同施設内に十勝むつみのクリニックが入っており、同クリニック院長は当法人の活動を全面的に支援して下さっている為、緊急時には同クリニックに相談するものとします。

⑤防災対策

「生活困窮者総合支援シェルター」内の防災設備の定期的な点検（外部専門事業者による点検）を実施すると共に、法令に定められた通り定期的な防災訓練を実施します。防災の責任者を設定すると共に、災害発生時のフロー図等を施設内に据え付け、利用者及び従業員に対して周知徹底します。

⑥地域への貢献

1. 無料食堂運営支援

当法人が創立する上で、その母体となった「あったらいいねプロジェクト（任意のボランティア団体）」が運営している「あったらいいね食堂（地域無料食堂）」の運営支援を行います。特に、同団体が運営している「あったらいいね食堂」には、多くの生活困窮者や一人親家庭などが参加する為、当法人の運営する「生活困窮者総合支援シェルター」や生活困窮者支援の活動について周知を促す場として非常に有効である他、同無料食堂の利用者との対話を通じて、潜在的且つ緊急性の高いリスクを事前に察知する事が出来るケースもある為、同団体との連携を更に強め、地域における生活困窮の課題に取り組む方針です。

V. 2024年度予算案について

別紙にて、2024年度の予算案を提示致します。

VI. 2024年度の実施体制

法人運営統括 代表理事 衣原 潤一

生活困窮者支援 理事 中村 千代子（防災管理者兼務）

生活準備ホーム 理事 野々村 誠一

事務局長 理事 西部 一晃

安全管理担当 理事 坂西 太郎

（コンプライアンス担当理事、内部通報法人内窓口兼務）